

資料 12(共通)	令和 3 年 3 月 24 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

障害福祉サービス等情報公表制度の運用について

1 運用開始

情報公表システムから届いたメールに記載されている ID・パスワードでシステムにログインし、情報の登録を行ってください。

ID・パスワードは1つの事業者（法人）に1つ発行されます。複数の事業所の指定を受けている事業者についても、ID・パスワードは事業者に1つだけです。

事業者がシステム上で情報を登録するためには、事業所の基本情報を当課で登録する必要がありますので、事業所の基本情報が登録されていない場合は、当課までご連絡ください。

【ログインURL】

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

【マニュアル】

具体的な操作方法については、下記に掲載されている操作説明書（マニュアル）を参照して入力を行ってください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

2 更新（毎年度**必ず**実施）

- ・更新期間…**5月ごろ**（詳細は別途通知予定）
- ・更新時点…令和3年4月1日時点
- ・更新内容…**全情報・全事業所**
- ・更新作業…別紙「※【公表済みの事業所情報について】年度更新の届出はボタン1つで申請が可能です！」を参照

3 変更（都度実施）

【重要な事項】（都度**必ず**実施）

「法人等及び事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先」に変更があった場合は、変更から10日以内に入力し、承認申請を実行してください。（当課へ提出する変更届出書とは別途、申請が必要です）

【その他の事項】（都度**任意**実施）

毎年度4月1日時点の更新で足りませんが、事業者の判断で随時変更することも可能ですので、変更内容を入力後、承認申請を実行してください。

資料 12(共通)	令和 3 年 3 月 24 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

4 入力内容

【特定処遇改善加算に関する見える化要件】

該当の事業所は、事業所詳細情報にて、特定処遇改善加算の取得状況等を入力してください。

【医療的ケアを必要とする利用者の受入体制】

該当の事業所は、情報公表システムに入力してください。

事業所詳細情報

法人等
 事業所等
 従業者
 サービス内容
 利用料等
 事業所運営

障害福祉サービス等を提供している日時

医療的ケアを必要とする利用者の受入体制

吸引	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
吸入・ネブライザー	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
経管栄養（胃ろうを含む）	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
中心静脈栄養	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
導尿	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
在宅酸素療法	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
咽頭エアウェイ	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
パルスオキシメーター	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
気管切開部の管理（ガーゼ交換等）	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
人工呼吸器の管理	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり

5 その他

ID・パスワードが不明であり、情報公表システムからのメールが見つからない場合は、別紙「障害福祉サービス等情報公表システム ログインID確認依頼書（千葉県様式）」を当課宛てにメールにてご提出ください。